

2006年の ILO第95回総会について

長谷川 真一



ご紹介いただきましたILO駐日事務所の代表の長谷川でございます。本日は、第19回国際労働問題シンポジウムにこのようにたくさんの方にご参加いただきまして、ありがとうございます。先ほど大原社研の相田所長からもお話がありましたように、このシンポジウムはILO総会で議論された日本と密接な関連のあるテーマを取り上げて毎年開催しておりますが、今年の開催にあたりまして、大原社研の相田所長、またご担当の早川先生をはじめ皆さんにたいへんご協力をいただきましたことを、主催者の一人としてたいへん喜んでおります。

私からは、2006年のILO総会について簡単にご紹介するというので、皆様方の資料の中に1枚紙の裏表の資料を入れておりますので、これに沿いましてお話ししたいと思います。

ILOは、21世紀に入りましてディーセント・ワークということを強く言っております。ディーセント・ワークという言葉は、なかなか日本語に訳しにくくて、私どもの事務所では「人間らしい仕事」、「適切な仕事」と訳しております。簡単に言うと、雇用（仕事の機会）の量だけでなく質が大事であり、量と質の両方を含めた意味でディーセント・ワークという言葉を使っております。この中でILOは四つの戦略目標を取り上げています。一つ目に雇用創出、仕事の機会をつくること。二つ目に権利。これについてはあとでご説明しますが、仕事における基本的原則および権利に関するILO宣言を1998年に作りまして、これを中心にした活動。それから三つ目が社会保護。これは労働条件、あるいは社会保障であります。それから四つ目が社会対話。労使対話、社会対話という、労使の団体交渉あるいは政労使の対話ということ。この四つの戦略目標をディーセント・ワークの具体的な目標として掲げて、さまざまな活動を展開しているわけです。

活動の中身としては、従来からでありますけれども、国際労働基準をつくり、その批准を促進し、またその監視をしていくことが一つの大きな柱であります。また最近は発展途上国に対する技術支援・技術援助、ILOの国際労働基準をすべての国、すべての人が守れるようにするための技術協力を、もう一つの大きな柱として活動しているわけであります。

それではこのレジュメにあります今年の総会の話に入りますが、今年は事務局長報告として「仕事の世界におけるパターンの変化」という報告が出されました。事務局としては実はこれは2年にわたって準備してきた報告でありまして、今グローバル化とか技術革新の中で労働市場が非常に大きく変わっている。これは日本でもいわれるわけですがけれども、日本だけではない。世界、先進国はもちろん、発展途上国も含めて非常に大きな変化があります。それではいったいどのような変化が起こっているのか。ILO事務局として世界全体を見て、どのような変化が起こっているかをまとめた

のがこの報告書であります。これを基に今年のILO総会でそれぞれの国の政労使代表の皆様が議論をしたわけであります。

具体的中身は時間の関係もありますから詳しく申し上げられませんが、ILO協会の『世界の労働』の中にも簡単に要約が書いてありますが、グローバルに労働市場の動向を分析しています。世界全体では労働力が非常に急増している。経済成長はかなり進んでいるのだけれども、そのわりには雇用機会の量が増えていない。したがって依然として雇用機会をつくるのが近い将来においては大きな課題である、といわれております。これをILO事務局長はGlobal job crisis（世界的な雇用危機）という言い方をしていますが、雇用機会をつくることを目指した経済成長なり開発戦略が必要だ、ということが強調されているわけであります。そういう中で、女性、若者、高齢者といった人たちの雇用問題、雇用の確保、ディーセント・ワークの実現が、世界的にも大きな課題になってきているということも指摘されています。

さらに、少し具体的な問題になりますが、世界的に見ると技能労働者が不足している。世界の経済あるいは仕事の世界が大きく変わっていくという需要側のニーズにマッチする技能労働者が不足しているし、この問題も深刻になっていくだろう。この問題に対処する必要がある、ということ。それから移民労働者、日本では外国人労働者というわけですが、これがやはり世界的に非常に増えている。この移民労働者も細かく見ていくと、女性の移民労働者が増えているとか、労働市場の中で非常に技能のある人たち、あるいは非常に高い専門を持っている人たちの移民労働者と、その国の労働者が敬遠する傾向にある、よく3Kとか日本でいわれますが、そういう仕事に就く移民労働者、この二つのところで移民労働者が増えている。受入国がそういう仕事を、外国人労働者に頼る傾向があるということが、この報告書の中で指摘されています。

世界全体を見ると、農業で働く労働者がまだ多いのですけれども、アジアをみると、だんだん都市化というか、みんな都市へ出てくる。都市へ出てくるのだけれども、これが都市のインフォーマル経済、政府が把握できないような仕事、都市で露店をやるとか、あるいは中国などでもよくいわれますけれど、農村から都市へ出てきて建設労働者になるという、そういうインフォーマル経済で働く人が増えてきている。このようなことが仕事の世界において世界全体を見たときに大きな問題として表れている、ということがこの報告書に書かれているわけであります。

こういう問題にどう対処するかという話は、それぞれ個別の問題について今ここでお話しする時間はありませんけれども、全体として総会の議論を踏まえて事務局長が言っていますのは、ディーセント・ワークという考え方が開発なり貧困削減なりの中で中心的課題として取り上げられなければいけない、ということを強調しています。そういう中でマクロの経済運営、経済政策と社会政策の連携、あるいは貧困削減のための開発も含めた戦略の中でディーセント・ワークもきちんと追求されなければいけない。そういうことが総会の議論のまとめとしていわれたところであります。

以上が事務局長報告についての話であります。全体会議の中でもう一つグローバル・レポート「児童労働のない世界：手の届く目標」が出されております。ディーセント・ワークのうちの一つの柱、戦略目標が権利ということでありまして、1998年のILO宣言の中で権利の分野については四つの重要な事項があると定められたわけであります。一つは結社の自由、団結・団体交渉権という、いわゆる労働基本権。二つ目が強制労働の禁止、三つ目が児童労働の撤廃、四つ目が雇用および職

業における差別の排除ということで、この四つの分野の八つの条約について基本的な条約としてILOは批准の促進を図っているし、加盟国が条約を批准していなくても、大事にしなければいけないとILOは言っています。

この4分野を1年ごとに一つずつ取り上げて、世界の状況を調べて、報告書をまとめてILO総会で議論するのが最近のやり方でありまして、今年は児童労働について5月に報告書を発表し、そして6月の総会で児童労働の報告書の議論が行われたわけでありまして。児童労働につきましても、ILOでは第182号条約「最悪の形態による児童労働」をなくすことを当面の重点目標としております。4年前にも児童労働の世界的状況の報告を出したわけですが、その4年前に比べると、今年のグローバル・レポートでは児童労働全体で11%減少した。そして最悪の形態の児童労働は25%減少した。債務奴隷、要するに借金を返すために子どもが働くとか、あるいは児童のポルノとか、危険有害な坑内作業であるとか、そういう形態を最悪の形態の児童労働というのですが、それを10年以内に世界全体からなくしていこうとILOは訴えた。4年前に比べて11%減ったといっても、2004年で世界全体では2億1800万人の児童が働いている現状にあります。

児童労働の原因としては貧しいということが基本にありますから、ただ条約で児童労働けしからん、やめろと言っても、始まらない。一家の収入を児童が稼いでいるような実態も発展途上国によってはあるわけですから、親の仕事を確保する、あるいは働いている子どもについて学校教育の機会を確保する、いろいろな対策が必要になるわけですが、そうした様々な対策をやって児童労働の撤廃につなげていこう。ILOは、万人の教育と児童労働のつながりということで、ユネスコとかほかの国際機関とも連携して活動しようともしています。総会においてはこの報告について、各国政労使が児童労働をなくすことについて世界全体で運動を起こしてやっていこうという決意表明が行われたという感じでありました。日本は世界的にみると児童労働問題は深刻ではないわけですが、アジア、アフリカを含めて発展途上国では大変大きな問題であります。世界全体で協力しながら児童労働をなくしていこうということでもあります。

技術議題としては例年どおり三つ議論されました。最初が労働安全衛生であります。労働安全衛生については、ILO第187号条約「労働安全衛生の促進的枠組みに関する条約」が作られました。労働安全衛生については、統合的アプローチといわれているのですが、条約だけではなく、先ほどの技術協力であるとか、あるいは啓発活動とか、いろいろなことも含めて安全衛生の水準の向上を図らなければいけないということで、2003年のILO総会で労働安全衛生世界戦略がつくられました。

この戦略の中心が予防的な安全文化の構築維持ということでもあります。安全衛生を確保するためには法律の規制ももちろん大事ですが、日本でいうと労働災害防止計画がありますが、国としての計画、あるいはそれに基づくガイドライン、企業におけるマネジメントシステム、あるいは安全教育、そういったこともすべて大事です。安全が大事なのだ、仕事をするうえでは労働災害を起こしてはいけないのだということを、それぞれの事業所の人を使う人、あるいは働いている人を含めてそういう文化を醸成していくことが大事だということで作られたのが、この条約であります。

ILOとしては、先ほど述べた児童労働についての世界的な運動がそれなりの効果を発揮しつつあ

ることもありまして、安全衛生についても、この枠組み条約の批准の促進を通じて、予防的な安全文化を世界的に広めていきたい。労働安全衛生の分野も日本は世界的に見ると進んでいます。今、発展しつつあるアジアの各国においては、労働災害の問題が非常に重要になってきているわけであり、中国における炭坑の事故とか、中国政府もそういう問題を大きく取り上げつつあるという話を皆さん方も新聞で目にされたことがあると思うのですが、中国や東南アジアの経済が発展している国でいろいろな安全衛生の問題が出てきております。

今年はこの条約に関連して、アスベスト（石綿）についてアスベストの曝露に関する決議がILO総会でも行われました。これも時間の関係であまり詳しくは申し上げられませんが、年間アスベストによって世界で10万人の人が亡くなっている現状にありまして、アスベストは曝露して実際に発症するまでかなりの期間があるということで、危険性について今、世界的に訴えていくことが大事だということで、こういう決議が出されたと理解しております。

二つ目の技術議題のテーマは雇用関係ですが、これについてはこのあと報告がありますので、私からは今年新しい勧告ができたということだけにとどめたいと思います。

三つ目の技術議題の技術協力ですが、先ほど申しましたように技術協力というのは、発展途上国でILO基準を実際に施行していくうえで、たいへん大事なILOの活動であります。いろいろな議論がありましたけれども、今後ILOとしては、ディーセント・ワーク国別計画という、それぞれの国でディーセント・ワークを目指した計画をつくって技術協力を進めていこう、ということが議論の中心でした。

ディーセント・ワーク国別計画というのは、次のようなことです。ILOの専門家が技術協力をやりますと、雇用の分野の人は雇用、社会保障の分野の人は社会保障、労使関係の人は労使関係ということで、日本流の言葉で言えばそれぞれ縦割りに技術協力をしていくと。そういうことではその事業自体はうまくいくかもしれないけれど、全体としての波及効果はないのではないかと。やはりそれぞれの国はそれぞれの発展段階、それぞれの課題があるのだから、その課題に即した技術協力をやっていくべきだということでもあります。ですから、それぞれの国でのディーセント・ワークに向けて、いったい何がその国においてはいちばん重要なのか。ある国は何産業の児童労働の撤廃が大事だったらそういうこと、ある国では労使対話が大事だったらそういうこと、それをそれぞれの国の開発戦略なり、あるいはそれぞれの国の政労使の議論の中でILOと一緒に重点を決めて、それを重点にした技術協力をやっていきましょう。これがディーセント・ワーク国別計画の考え方です。

それからもう一つ、国連改革が今国連でもいわれていますけれど、国際機関の中でもそういう縦割りの構造があるわけで、そうでなくて国際機関として連携して、それぞれの国の開発計画、それぞれの国がどういうふうな国をつくっていくかという国のオーナーシップを大事にして、国際機関としてパートナーシップを組んで技術協力をやっていきましょう。このようなことが今年の総会で議論されたわけでありまして。

最後になりますが、ILO総会ではないのですが、今年二つ重要な会議がありましたので、簡単に紹介いたします。一つは、ILO海事総会。2月7日から23日まで行われまして、2006年海事労働条約が作られました。これは船員の労働者の保護の条約ですが、ILO条約の37条約と29勧告が統合

された一つの条約になりました。ILO条約としては非常に画期的な条約であります。ILO条約は今までたくさん作られてきていますが、一つ一つの条約が分かれているとどうしても目立たない。あまり批准されないでいると、そのまま忘れ去られてしまう条約も正直言ってないわけではない。そこで最近ILOとしてもいろいろ工夫して、例えば重要な条約については八つの基本条約を定めたりというようなことをやっていますが、この船員の分野については37条約と29勧告を一本にする、こういうことをやったわけです。

条約を一本にしましたのは、より目立つ、より実効性のある、たくさんの国が批准できるようにということを目指してやったわけです。しかしこれからそれぞれの国の批准の段階ですから、どうなるかはこれからです。ILOとしては海事労働条約をたくさんの国に批准してもらいたいのので、ILO事務局側としては日本政府にも働きかけているわけです。日本の国土交通省もアジアの国全体でこの条約の批准に向けて進もうということ、今月の末にアジアの国を集めて、この条約に関してのセミナーをやってくださるということでもあります。この条約はいろいろな意味で新しい工夫も導入されていて、非常に注目するに値する条約であります。

それから二つ目は、ILOアジア地域会議が8月の末から9月にかけて韓国の釜山で行われました。これは4年に1回行われるアジアにおけるILO総会です。これもアジアにおけるいろいろな諸問題、人口、貧困、雇用という三つの分野におきますさまざまな問題について議論し、特に雇用の問題を中心に議論されました。やはり若者の雇用、あるいは移民労働者問題、生産性、労働市場のガバナンスといったことについて議論して、先ほどはディーセント・ワーク国別計画というお話をしましたが、結論の中で、アジアにおけるディーセント・ワーク実現に向けた10年という、10年間で中長期的にこの目標を定めて、ディーセント・ワークをそれぞれの国の実情に応じて達成していくということ合意しております。

ちょっと駆け足になりましたけれど、私からの報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

（はせがわ・しんいち ILO駐日代表）

法律文化社 〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71 *価格は定価（税込）
☎075(791)7131 FAX 075(721)8400 <http://www.hou-bun.co.jp/>

日本の貧困

□家計とジェンダーからの考察

室住眞麻子 著

A5判/214頁/3255円



所得格差や家族の多様化……
社会が変動するなかで深刻化する日本の「貧困」。家庭内での家計配分に焦点を当て、これまで見逃されてきた女性や子どもの貧困の実態を解明。あるべき社会保障のあり方を探る。

目次

- 第1章 家族家計・家計内個人への収支配分・社会保障
- 第2章 不況下の家計消費
- 第3章 家計のジェンダー化と貧困測定
- 第4章 ジェンダーと貧困における家計分析の可能性
—経済格差と低賃金・貧困測定における
個人の所得と世帯所得—
- 第5章 母親の収入と子どもの貧困防御
- 第6章 近年日本における多層的な貧困測定
- 第7章 家計・ジェンダー・福祉ビジョン